

議事日程第1号

令和7年10月20日(月)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第65号から第68号まで)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(15人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	12番 太田穰	13番 三浦利通
14番 小野肇	15番 田井博之	16番 小松穂積

---

欠席議員(1人)

11番 笹川圭光

---

議会事務局職員出席者

事務局長	原田徹
副事務局長	濱野美紀子
主席主査	三浦洋平
主席主査	中川祐司

---

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	総務企画部長	杉本一也

市民福祉部長	畠山隆之	観光文化スポーツ部長	三浦大成
産業建設部長	鈴木健	企業局長	湊智志
総務課長	平塚敦子	危機管理課長	佐藤誠
財政課長	沼田弘史	教育総務課長	湊留美子

## 午前10時00分 開 会

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、令和7年10月臨時会を開会いたします。

笹川圭光議員から欠席の届出があります。

---

○議長（小松穂積） 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（小松穂積） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小松穂積） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

6番蓬田司議員、7番船木正博議員を指名いたします。

---

### 日程第3 議案第65号から第68号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議案第65号から第68号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第65号 男鹿潟上南秋消防組合の設立について

議案第66号 男鹿地区消防一部事務組合規約の一部変更について

議案第67号 男鹿地区消防一部事務組合の解散について

○議長（小松穂積） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

今臨時会におきましては、消防広域化に関する関連議案4件について御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、廃校を活用したデータセンターの建設計画について申し上げます。

国内4か所でデータセンターを運営する株式会社ハイレゾが、旧潟西中学校を念頭に、市内の廃校舎を活用したデータセンターの建設を計画し、このたび、国の「デジタルインフラ強靱化事業」に採択されました。同社は、東京都に拠点がありますが、廃校を活用したデータセンターの取組が度々マスコミに取り上げられるなど、注目を集めているスタートアップ企業であります。

データセンターが首都圏等の都市部に集中し、大規模災害時のリスクが懸念される中、地方への分散立地は情報インフラの強靱化のみならず、AIの活用を通じたDXの実現など、地方創生につながるものと期待されております。

こうした中、気候が冷涼で再エネ電源が豊富な本県は、省エネや脱炭素の取組と合わせた環境配慮型のデータセンターの適地として有望であり、また、データセンターを含む情報通信産業は、男女を問わず就業ニーズが高く、若者の定着や回帰にも寄与するものであります。

こうした観点から、市では、県と連携しながら同社に対して、廃校を活用したデータセンターの誘致を積極的にアプローチし、今回の事業計画と国事業の採択に至ったものであり、自治体によるデータセンターの誘致としては本県初となります。

同社では、雇用人数を5名から10名程度と想定し、再エネを積極的に活用することとしているほか、県内の大学との連携により、次世代のAI開発や学術研究、さらには地元産業のDX需要を支える高性能なデータセンターを目指したいとしており、事業計画の精査により、建設場所を含めた最終的な整備内容を固める予定と伺っております。

市としましては、遊休施設の活用や雇用創出はもとより、若者やAターン希望者を

引きつける魅力ある地域へと成長するきっかけとなり得るほか、多額の設備投資による経済波及効果が見込まれ、地域活性化に大きく寄与する事業と期待しており、計画が円滑に進むよう、県と連携しながら取組を後押ししてまいります。

次に、防災力強化に向けた取組について申し上げます。

先月23日、大規模災害時の孤立化への対応能力の向上を図るため、半島沿岸部が孤立したことを想定し、内閣府、秋田県と共同で大規模な訓練を実施いたしました。

陸・海・空の自衛隊をはじめ総務省や国土交通省、消防や警察、気象台など33の機関と樺地区・北浦地区の住民を合わせた約400人が参加し、救援物資や避難住民等の輸送や避難所開設の流れを確認したほか、これまで実績がなかった舞台島駐車場と芦の倉駐車場へのヘリコプターの離着陸の検証を行ったところであります。

また、今月11日には、日本赤十字社北海道・東北支部主催の災害救護訓練が本市を会場に行われました。

当日は県の秋田中央保健所と本市の保健師も参加し、避難の長期化を見据え、トイレ環境を中心とした避難所の衛生管理や、薬の管理・処方等の医療的支援の在り方について、知識と実践を深めたところであります。

両訓練を通じて半島防災の強化に向けて新たな経験を積むとともに、参加機関とのスムーズな連携を確認することができたと考えております。

今回得られた課題や成果を検証し、市民の安全・安心を守る実効性の高い体制の構築に努めるとともに、関係機関との間で平時から情報の共有や合同訓練を重ねるなど、顔の見える関係づくりを一層推進し、災害対応力の底上げを図ってまいります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます。

議案第65号から第68号は、男鹿・湖東両地区の消防本部の統合に向けて、関係地方公共団体と協議するため、新たな消防組合の設立、現組合同規約の変更、現組合の解散及び解散に伴う財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） それでは、消防広域化に関する4議案について御説明申し上げます。

まず、議案第65号男鹿潟上南秋消防組合の設立についてであります。

恐れ入りますが、議案書2ページをお願いいたします。

提案理由であります。男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町及び大潟村の5市町村は、消防広域化によるスケールメリットを生かして組織の効率化及び活性化が図られるとして、構成5市町村の消防に関する事務を令和8年4月1日から共同処理するため、「男鹿潟上南秋消防組合」を設立することについて協議いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

男鹿潟上南秋消防組合規約（案）について御説明申し上げます。

第1条から第4条は、組合の基本事項を定めるものであります。

第1条は、組合の名称を、第2条は、組合を組織する市町村を、第3条は、組合が共同処理する事務を定めるものであります。

第4条は、組合の事務所の位置を定めるもので、現在の男鹿地区消防一部事務組合の位置とするものであります。

第5条から第7条は、組合議会について規定するものであります。

まず、第5条は、組合議員の定数を14とし、その選出区分、選挙の方法を定めるもので、議員は構成市町村の各議会において当該議会の議員のうちから選挙することとしております。

なお、本市からの選出は4人とするものであります。

第6条は、組合議員の任期を、第7条は、組合議会の議長及び副議長について規定するものであります。

次のページをお願いいたします。

第8条は、組合の管理者及び副管理者並びに会計管理者の選任方法を、第9条は、その任期を、そして第10条は、監査委員の選任方法及び任期について定めるものであります。

第11条は、職員について規定するもので、職員定数は新組合の条例で定めることとしております。

第12条は、組合経費の支弁方法を定めるもので、構成市町村の負担金、国・県補助金、手数料その他収入をもって充てることとしております。

各市町村の負担金は、普通地方交付税に係る基準財政需要額のうち常備消防分の額とし、算定方法は新組合の条例で定めることとしております。

また、各市町村が負担する常備消防分の合計が経費総額に満たない場合、その不足分は、人口割合に応じて負担することとしております。

次のページをお願いいたします。

第13条は、消防力整備計画について定めるもので、第14条は、この規約に定めるもののほか必要な事項については、管理者が定めることを規定しております。

施行期日は、令和8年1月1日としておりますが、第3条の共同処理事務の施行については、令和8年4月1日としております。

次に、議案第66号男鹿地区消防一部事務組規約の一部変更についてであります。

議案書6ページをお願いいたします。

提案理由であります。男鹿地区消防一部事務組合が本年度末をもって解散することに伴い、構成する男鹿市、潟上市及び大潟村で同組規約の一部変更について協議いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

当該規約に第12条を加え、解散による事務を新たに設立する「男鹿潟上南秋消防組合」が承継するほか、決算審査の方法を定めるものであります。

規約の一部変更につきましては、知事の許可を受けまして令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第67号男鹿地区消防一部事務組合の解散についてであります。

議案書8ページをお願いいたします。

提案理由であります。男鹿潟上南秋消防組合が令和8年4月1日から運用することとし、これに伴い、男鹿地区消防一部事務組合を本年度末をもって解散することについて、構成する男鹿市、潟上市及び大潟村で協議いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴う財産処分についてであ

ります。

議案書9ページをお願いいたします。

提案理由であります、男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴い、保有する財産について、消防事業を承継する男鹿潟上南秋消防組合に帰属させるよう構成する男鹿市、潟上市及び大潟村で協議いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

承継する財産は、資料10ページから12ページに記載しておりますが、消防本部をはじめとする署所等の建物や特殊施設、車両等物品のほか、機器や車両等を整備した際の債務であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番三浦利通議員の発言を許します。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 皆さん、おはようございます。

私から何点か御質問させていただきたいと思います。

ただいま杉本部長のほうから具体的な内容等についてもそれぞれ説明がございましたけれども、目的は先ほどもあったように、現状の人口減をはじめとした市町村を取り巻く環境がどんどんどんどん変わってきている中で、こういう消防はもちろんですけれども、この後、ごみ処理についても先日から動きがありますように、広域化が求められてくるというようなことは、これはある意味では必須の動きなのかなというような気がしておりますけれども、ただ、若干、消防一部事務組合の過去の経緯等を踏まえた中で、負担金の在り方、男鹿地区消防一部事務組合が発足してから、当時からずっと、やっぱり早い時期には男鹿市が断トツで人口が多かったと。さらには、ああいう特殊な、この田舎の地域にあっては、高層の男鹿温泉郷のホテルとか、さらには後年度でああいう備蓄の基地もできた等々の理由で、消防のいろんな車、機材についても、そういうものを対象にして活動を展開しなければいけない等々の理由で、男鹿市が断トツで負担金をずっと多く支出してきた、負担してきたという経緯がございますけれども、考えてみますと、現状では人口だけに限って言いますと、もう潟上市が男鹿市を抜いて逆転していると。さらに、その度合いは、この後も強まっていくのではないかなという気がしております。そういう中で、先ほどの説明の中では、組合の

経費は関係市町村の負担金、補助金、手数料、その他の収入をもって充てると。特に負担金は基準財政需要額のうち、常備消防分の額とし、その算定方法は条例に定めるとありますけれども、この基準財政需要額に、先ほど言ったような関係市町村との比較等の中でのそういう高層的なビルとか特殊な備蓄の基地等がどういうふうに使われているのか、見られているのか、その辺についてお知らせください。

で、負担金は、要するに、ある意味では効率化、部長は効率化という言い回しをしましたけれども、可能な限り経費削減等をしながら消防のサービスは維持すると。その考え方が基本にあると思いますけれども、そういった観点で負担金はじゃあどうするのか。で、この後、この広域化の組合議会において消防活動を展開する中で、男鹿市の負担金の部分というのはどういうふうに変ってくるのか。近い将来、現状より下がるのか、現状維持でいくのか、他市町村の状況はどういうふうに見ているのか。その辺、首長さん方の今日までの協議の中において、どういう話し合い等がなされていったのか、その辺も含めて部長のほうからお聞かせください。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

まず、これまで男鹿市の負担金が多かったというふうな話でございますけれども、一番大きいところは、旧男鹿市と旧若美町の合併によって、均等割部分がほかの潟上市、大潟村の2倍になっていると申しますか、前は4町村で応分の負担を、均等割ですと4分の1を負担していたところが、市町村合併があって、旧市町村の負担のまま、要はほかの地区の倍になっているというところが、これまで負担の大きかったところかなというふうに思っています。

それから、当然人口割については、潟上市につきましては、旧天王町部分が今回算出する部分でありますので、その点で人口割の部分についても、男鹿市の負担が多くなっているというふうなところであります。これにつきましては、消防、あるいは救急の需要等を加味すれば、そこの負担については人口が多いので一定の理解は得ることができるんだと思うんですけども、要は前の旧市町村、旧男鹿市、旧若美町で分かれていた部分が、合併しても均等割は旧市町村の形態のままで算出しているところが議員からありました男鹿市の負担が大きかったという一番の原因でないかなという

ふうに思っております。

それから、新たな組合の試算の方法ですけれども、いろいろな試算の仕方はあろうかと思えますけれども、将来にわたって一番公平な負担の方法はどういう在り方がふさわしいのかというふうなことを協議した中で、今回、基準財政需要額の常備消防分の額を一律に負担するというようにしております。人口や財政規模、あるいは面積を含めた地理的条件が異なりますので、何が一番適切かとなれば、その常備消防分を一律にみんなで負担するべきだろうというふうな協議結果になったものでございます。これにつきましては、全国的にも消防一部事務組合の経費の負担の中では、約6割の消防組合がこの経費負担の手法を採用しているというような状況であります。

そして、男鹿市の負担につきましては、広域化してすぐには、一気に減るということとはございませんといいますか、今大体6億9,000万円から7億円ちょっとを負担金として支出しておりますけれども、広域化してすぐは、これが一気に下がるということではございません。ただ、20年間の合計では、経費として約9億円削減されるというふうな試算をしておりますけれども、これに伴って一気に、例えば令和8年度で一気にぐっと下がるというわけではありませんが、令和27年、要は20年後については年間で約8,000万円の負担金額の削減が図られるというような試算をしております。単年度で約8,000万円ですので、ここら辺はこの後、財政が厳しくなる中において、市にとっても非常にありがたいことだなというふうに思っております。

で、特にこの経費削減の効果が現われるのは、広域化後15年以降、要は署所の統合が進んで人員の削減が図られた後に大きな成果が出てくると。というのも、消防の経費のうち約8割が人件費になりますので、署所を適正な数に減じて、職員もそれに併せて削減すると、そういったことが15年以降に大きな効果をもたらすというふうに試算しております。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） もう少し聞かせてもらいたいと思います。

杉本部長、15年、20年後に8,000万円減になると。そうすれば6億2,000万円ぐらいの、残念ながら恐らく人口が20年後には1万5,000人おるかおらないか分からないような状況、残念ですが、このままでいくと。そういう状況の中で、やっぱり全体の行政サービスの量からすれば、逆にすごい消防の経費というのは

割合が大きく出てくるのが明確でないかなという感じがしますけれども、そういった面では広域化を進める、この後よ、現状の考え方で臨もうとしている状況だろうと思いますけれども、やっぱり一層の努力をしなければ、特に人口減少が進んでいく男鹿市なんか大変でないかなという感じがします。

もう一つは、旧天王町、天王南分署というのは、あれはスタート時点からあったわけではないと。当時の首長さん方、名前忘れたけれども、男鹿市に組合議会の予算が相当集中しているというような強い主張の中で、そうすれば天王にも分署をもう一つ造れってということで強引にあそこに、ある面ではいろんな住居なんかの地理的状况を考えても、個人的にはあれなんかっていうのは最たる無駄な消防施設の一つでないかなという、恐らくそういう議論は今の首長さん方、昔の人方と違って、あまりやばくないからやらなかったと思いますけれども、やっぱりある面では本当に無駄を省くとすれば、そういう努力も必要なのかなと思いましたので、余計なことを言って終わります。

議長、答弁要りません。

○議長（小松穂積） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって本4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第65号から第68号までを一括して採決いたします。本4件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号から第68号までは原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて10月臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

午前10時30分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 蓬 田 司

議 員 船 木 正 博

